

小規模テレワークコーナー 設置促進助成金

小規模テレワークコーナー設置コース



第二期申請
締切

令和4年
1月31日(月)

事前エントリーが
必要です。

都内の個店や商業施設等に、地域の方がテレワークを実施するための、**共用型**のテレワークコーナーを設置する費用を助成します。



参考：<K's 学習 LAB. (昭島市)>

<永田珈琲「こもれび」(小平市)>

※上記施設は、地域振興型小規模サテライトオフィスモデル実証事業「TOKYO 多摩ワーク」のオフィスです。

助成対象

工事請負費



電気設備、通信設備工事費

パーティション等の設置費

消耗品費

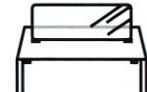
以下に掲げるもので、**税込単価10万円未満**のものに限ります。



机



椅子



パーティション



モニター



プリンター



通信機器

申請の流れ (第二期)

事前エントリー

令和3年10/20(水)～11/30(火)
17時00分受付分まで有効

事業実施

令和3年12/31(金)までに
設置・営業開始

助成金申請

令和3年12/1(水)～
令和4年1/31(月)

申請書類提出・お問い合わせ先

公益財団法人東京しごと財団 雇用環境整備課 職場環境整備担当係

〒101-0065 東京都千代田区西神田3-2-1 住友不動産千代田ファーストビル南館5階

TEL: 03-5211-1756 (受付時間: 平日9:00～17:00 ※12:00～13:00を除く)

<https://www.shigotozaidan.or.jp/koyo-kankyo/joseikin/syoukibo.html>

助成金の概要

東京都内の商業施設等に小規模テレワークコーナーを設置する都内中小企業等が、事前エントリーへの応募を行った日以後に、新たに取り組む事業（発注・契約等を含む）かつ令和3年12月31日（金）までにテレワークコーナーの営業を開始し、支給申請日までに支払いを終えた経費が対象です。



助成金の上限

50万円

助成率

2分の1


- ※1 助成対象経費（税抜き）に助成率（1/2）を乗じて助成金額を算出します。
- ※2 算出した助成金の額に千円未満の端数がある場合は、これを切り捨てとします。
- ※3 助成対象経費の各科目の助成金の上限は30万円となります。
- ※4 テレワークコーナーを設置する施設は都内の区市町村部にあるものに限りです。
- ※5 本助成金のテレワークコーナーとは、地域の方がテレワークを実施する場として提供する「共用型」テレワークコーナーを指します。（自社・グループ社員のみが利用するものは助成対象外となります）※その他要件あり

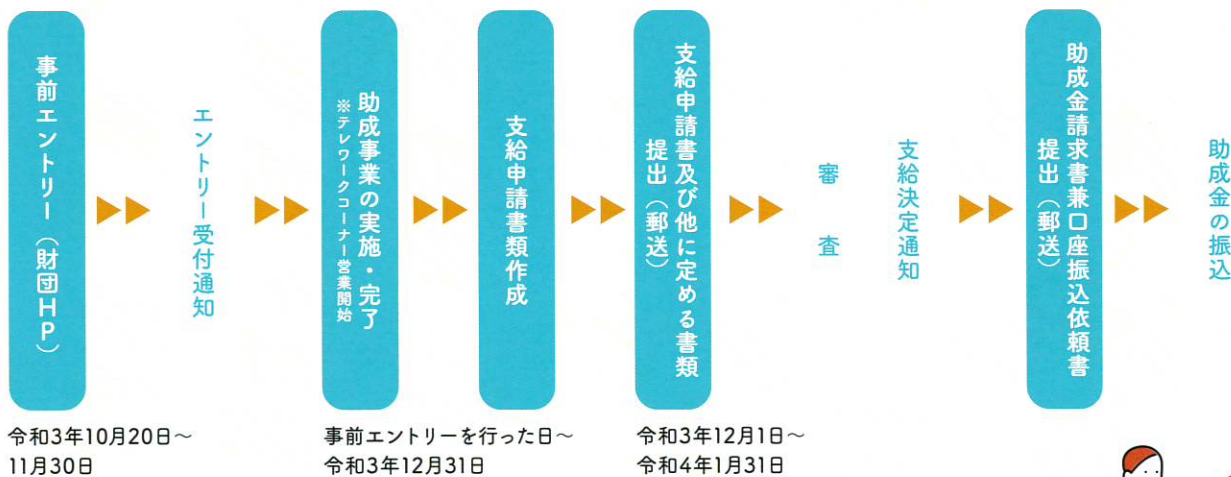
助成対象事業者の要件

常時雇用する労働者が300人以下の企業であること。※その他要件あり



助成事業の流れ（第二期）

※  の部分は助成対象事業者が実施する部分です。



助成金申請受付期間（第二期）

申請書類提出期間

令和4年1月31日（月）まで

申請方法

郵送のみ（締切日当日の消印有効）

※来所による持参提出は一切受け付けできません。

本チラシ記載事項以外にも要件がございます。

申請にあたっては、当財団ホームページ掲載の「募集要項」を必ずご確認ください。

募集要項・申請様式はこちら▶

小規模テレワークコーナー設置促進助成金



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。